

**真庭市生ごみ分別普及啓発等業務
プロポーザル実施要領**

真庭市生活環境部環境課

1.業務概要

(1)目的

真庭市(以下「本市」という。)は、生ごみ等の分別を始めとする資源化の促進をおこない、持続可能な地域を目指している。本業務は、可燃ごみの更なる削減に向け、「真庭市生ごみ分別普及啓発等業務」(以下「本業務」という。)を発注するものである。

本実施要領は豊富な経験と高い専門知識を有する企業から提案等を募集し、最も適切な事業者を当該業務の受託候補者として選定するための手続き等について定めたものである。

(2)業務名

「真庭市生ごみ分別普及啓発等業務」

(3)業務内容

別紙の「業務仕様書」のとおり

但し、業務仕様書はこの業務の受託候補者選定を行うためのものであり、受託候補者から提出された企画提案により、双方協議のうえ、一部変更することがある。

(4)業務期間

契約締結日～令和8年3月31日

2.業務に要する費用(予定価格)

¥15,499,000円(消費税及び地方消費税を含む。)以内とする。なお、参考見積書の金額が、業務に要する費用(予定価格)を超過した場合は失格とする。

3.参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

- ①本市に入札参加資格審査申請書を提出し、入札参加資格者名簿に登録済みであること。
- ②真庭市内に事業所(本店または営業所)を有する法人又は個人であること。
- ③公示日現在から受託候補者特定の日まで真庭市建設工事等入札参加資格者入札参加停止措置要領による入札参加停止を受けていないこと。
- ④地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- ⑤破産法(平成16年法律第75号)の規定により破産の申立てがなされていないこと。
- ⑥会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- ⑦次のアからオまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含む。)、支配人及び支店又は営業所(市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。))の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

- イ 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- オ 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

4.参加表明手続

(1)参加表明書の提出

参加希望者は、次のとおり参加意思表明書及び資料(以下「参加意思表明書等」という。)を提出してください。

なお、期限までに参加意思表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができません。

①提出書類

ア 参加意思表明書【様式 1】

イ 会社の概要が分かるパンフレット等 1部

②提出期限：令和7年7月22日(火) 16時00分まで

③提出場所：真庭市役所生活環境部環境課

④提出方法：持参又は郵送によること。

なお、郵送で提出する場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法としてください。

5.質問の受付及び回答

(1)提出期限：令和7年7月11日(金)16時00分まで

(2)提出方法：別添の質問書【様式2】により、電子メールにて提出してください。

※電子メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しません。

(3)回答日：令和7年7月15日(火)予定

(4)回答方法：市公式ホームページでの回答を予定

6.企画提案書等の作成及び提出

(1)提出書類・必要部数

①企画提案書提出届【様式3】 原本1部

②実施体制各種調書及び企画提案書等 原本1部、副本6部

ア 会社概要【様式4】

イ 業務実績調書【様式5】

ウ 担当技術者調書【様式6】

エ 技術責任者の経歴及び実績等調書【様式7】

オ 再委託調書【様式8】 ※再委託する場合のみ

カ 企画提案書(任意様式)

キ 見積書(任意様式)※注意事項 税抜き価格及び税込み価格の両方を明記し、明細を付けること

(2)企画提案書等作成要領

①企画提案書の記載内容

ア 本業務の実施方針

応募した動機、業務特性に応じた事業者としての事業実施への取組方針について、記載すること。

イ 実施体制

業務を執行する上での管理責任体制、業務執行体制などについて、組織図又はフロー図などを用いてわかりやすく表すこと。フロー図などには、具体的に技術者の氏名を明記し、その役割分担についても明確になるよう表記すること。なお、技術者が当該年度において、他に実施している関係業務の内容を記載すること。

また、協力者や共同実施者がある場合、専門機関、地域の団体等とどのように連携・協力して業務を実施する計画なのかを記載すること。業務の一部を外注する予定の場合は、その業務、外注先(予定)について補記すること。

ウ 各種業務の実施方法、技術提案

業務仕様書Ⅴに示す業務内容ごとに、その業務の進め方、実施内容、実施手法に係る技術的な提案、実施スケジュール、事業実施における提案者の強みなどについて、具体的に記入すること。

オ その他

その他、業務仕様書に定めのない業務、提案、アピールしたい点等について記載すること。

②その他

ア サイズは日本工業規格 A4 縦型(A3 サイズを使用する場合片袖折)とすること。

イ 表紙及び目次を含め2枚(両面印刷可で4ページ)を限度とすること。

(3)提出期限等

①提出期限：令和7年8月1日(金)16時00分まで

②提出場所：真庭市役所生活環境部環境課

③提出方法：持参又は郵送によること。

なお、郵送で提出する場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法としてください。

7.審査方法

プロポーザルの審査は以下のとおりとします。

(1)第1次審査(書類審査)

提出された業務実施体制回答書及び企画提案書を下記8(1)～(3)で示す審査基準に基づいて審査し、高い評価を得た提案者を選考します。ただし、プロポーザルの提案者が少数である場合等は、第1次審査を省略し、第2次審査において提出書類審査及びヒアリング等による審査を実施できるものとします。

(2)第2次審査(ヒアリング等による最終審査)

第1次審査により選考された者に対し企画提案についてのヒアリング等を実施し、下記

8(2)で示す審査基準に基づいて再評価するとともに、下記8(4)でヒアリング等の内容で加算点を追加し、最も優れている提案を特定します。

実施日：令和7年8月中旬予定

①プレゼンテーション及びヒアリング

ア 提案書を提出した参加者は、別途指定する日時に、真庭市役所本庁舎内の指定された会場において説明を行い、その後引き続き質疑応答を受けること。(Web会議方式で実施する場合もあります。)

イ 説明時間は1社当たり10分以内とし、質疑応答時間は10分以内とします。

ウ 出席者は1社あたり4名までとします。

また、指定する時間までに会場外の指定場所にて待機してください。

エ 説明に際し、提案書以外の資料を用いることは認められません。

オ 説明に際しては、プロジェクター等の機材の使用は認めますが、真庭市からはスクリーン及び延長コード以外の貸し出しは行いません。

(3)審査結果の通知

①第1次審査

審査結果を書面により通知します。なお、選考された者のみ、審査結果及びヒアリング等を実施する旨を、メールで通知します。

②第2次審査

審査結果を郵送により通知します。

(4)プロポーザル選定結果等の公表

契約候補者を特定した場合は、速やかに市公式ホームページで情報を公表することとします。公表する内容は、全ての参加業者を明らかにし、契約候補者以外の得点が特定されないように配慮して得点を公表します。

8.審査基準及び配点

プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査します。

(1)業務実績・技術者	15/100点
(2)企画提案の内容・実施体制	35/100点
(3)参考見積書	20/100点
(4)ヒアリング等の内容(第2次審査時)	30/100点

9.日程(予定)

公 示	令和7年7月1日
質問受付締切	令和7年7月11日16時00分まで
質問回答	令和7年7月15日予定
参加表明受付締切	令和7年7月22日16時00分まで
企画提案書等受付締切	令和7年8月1日16時00分まで
第1次審査	令和7年8月4日予定
第2次審査	令和7年8月中旬予定

10.失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、

その提案を失格とします。

- (1)提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2)提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3)提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4)ヒアリング等に出席しなかったもの
- (5)虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6)参考見積書のコ額が、2.業務に要する費用(予定価格)を超過したもの
- (7)総合評価点が60点未満となったもの。

11.契約

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第速やかに随意契約の手続きを行うものとします。

なお、その際には、特定された者はあらためて見積書を提出するものとします。

12.その他留意事項

- (1)提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (2)提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、入札参加停止措置を行うことがあります。
- (3)提出書類は返却しないとともに、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しません。
- (4)書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とします。
- (5)「業務実施体制回答書」に記載した配置予定の管理技術者及び担当技術者は、原則として変更できないものとします。
- (6)評価点が同点の者が2者以上いる場合の順位は審査委員会が審議して決定します。
- (7)真庭市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となります。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があります。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とします。

13.担当部署(提出・問合せ先)

真庭市役所生活環境部環境課 担当：松尾（まつお）

真庭市久世 2927 番地 2

電話：0867-42-1113

E-mail:kankyoh@city.maniwa.lg.jp

審査基準(予定)

審査項目	評価割合	評価及び評価点数				
		極めて良好	良 好	普 通	やや不十分	不十分
1. 業務実績・技術者	15/100					
事業者の業務実績は十分か	5 点	5	4	3	2	1
個人の業務実績は十分か	10 点	10	8	6	4	2
小計		/15				
2. 企画提案書の内容・実施体制	35/100					
業務に対する理解力があるか	5点	5	4	3	2	1
業務に対する意欲が高いか	5点	5	4	3	2	1
十分な業務実施体制がとられているか	5点	5	4	3	2	1
動向・現状・課題が的確に把握されているか	5点	5	4	3	2	1
企画・コンセプトが明確で、本業務の目的及び内容に沿ったものであるか	5点	5	4	3	2	1
本市の特徴を捉え、専門的知識や経験に基づくアイデアや独創性が見られるか	5点	5	4	3	2	1
スケジュールは妥当か	5 点	5	4	3	2	1
小計		/35				
3. 参考見積書	20/100					
業務コストの妥当性	20点	10 点×（最低見積価格÷見積価格）＝評価点 ※小数点第 2 位以下切捨て				
小計		/20				
4. ヒアリング	30/100					
提案に説得力があるか	10 点	10	8	6	4	2
業務に対する意欲が感じられたか	10 点	10	8	6	4	2
コミュニケーション能力があるか	10 点	10	8	6	4	2
小計		/30				
合計		/100				